

令和 8 年 3 月 16 日

株式会社 清水銀行

静岡県との「しずおか県産材利用促進協定」締結について

株式会社清水銀行（取締役頭取 岩山靖宏、以下「当行」）は、静岡県（知事 鈴木康友）と「しずおか県産材利用促進協定」（以下「本協定」）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本協定は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、建築主である事業者等と国または地方公共団体が協働・連携し、建築物における木材利用を促進することを目的としています。

当行は、本協定に基づき、店舗の建築にあたり、多くの利用者が見込まれるスペースの内装や什器等の備品類に所有林から生産された木材をはじめとする県産材を積極的に活用することにより、利用者等に木材の良さを PR するとともに、2030 年度カーボンニュートラルの実現等に貢献してまいります。

記

【本協定の概要】

| | |
|-------------------|---|
| 協定締結日 | 令和 8 年 3 月 13 日（金） |
| 協定の目的 | 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び同法第 11 条第 1 項に基づき、静岡県が策定した「しずおか木使い推進プラン」に即し、当行と静岡県が連携及び協力することにより、当行の木材の利用に関する構想の達成に寄与することを目的とする。 |
| 木材の利用に関する構想 | 当行は、自社店舗の建築にあたり、多くの利用者が見込まれるスペースの内装や什器等の備品類に当行所有林から生産された木材をはじめとする県産材を積極的に活用することにより、利用者等に木材の良さを PR するとともに、2030 年度カーボンニュートラルの実現等に貢献する。 |
| 構想の達成に向けた当行の取り組み | <ul style="list-style-type: none">・当行は、新たに建設する店舗の内装木質化や備品類の整備にあたり、県産材を積極的に利用する。・当行は、県産材の利用にあたっては、合法性の確認された木材を利用する。・当行は、木材利用の意義やメリット等について、利用者等に積極的に情報発信する。・当行は、所有林の適正な森林整備を進め、そこから生産された木材を積極的に活用する。 |
| 構想の達成に向けた静岡県による支援 | <ul style="list-style-type: none">・静岡県は、本取り組みの広報を行うとともに、活用可能な支援制度や木材利用に関する技術的な情報提供等を行う。 |
| 対象区域 | 静岡県内 |
| 協定期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 |



NEWS RELEASE

THE SHIMIZU BANK, LTD.



以上

<ニュースリリースに関するお問い合わせ>
清水銀行経営企画部 鈴木：054-353-7895



清水銀行